

平成16年10月25日
第7号

素流協 News

平成16年10月25日発行・発行所 岩手県素材流通協同組合 盛岡市菜園1丁目3-6/電話019(652)7227/FAX019(652)7227

いわての森林(もり)づくり検討会 中間報告書が出る！

「いわての森林(もり)づくり検討会」がどのようなものなのかを、

まず説明する必要があるかもしれません。この委員会は、平成十六

年二月に岩手県が設置したものであります。その設置の趣旨・目的

は、本県の森林は古くから林業生産活動を通じて適切な管理が行われ、その結果として森林の公益的

機能が維持されてきたが、近年、木材価格の低迷等により林業生産

活動が停滞し、林家による森林整備だけでは、森林の公益的機能を

維持することが困難になっている。一方、水源かん養や地球温暖化防

止などの森林の公益的機能に対する県民の要請は、ますます多様化、

高度化しているという状況の中で、広く県民の理解と参画を求め、本

県の豊かな森林環境を将来にわたって保全し、森林の公益的機能の維

持・増進を図ることを目的とした

中間報告書が出る！

新たな方策とその財源のあり方について検討することでありませ

ず本県の森林・林業の現状を分析し、森林の多面的機能に対する県

民の期待の高まりと新たな森林整備の必要性を強調して、その新た

な森林整備に向けた県民理解の醸成とめざす森林の姿を共有化する

ことの必要性を述べております。そして、この新たな森林整備は、

循環型社会を作るという観点から実施するものと規定しており、そ

の具体的な施策の推進方向として、森林整備のための多様な担い手の

育成、森林所有者・森林管理主体の意欲の向上、森林や木材利用の

必要性についての県民理解の醸成、県産材の利用促進を挙げて、これ

らの施策を推進していくための財源を確保するために新しい税制度

の導入を図ることの必要性を述べ

ております。具体的な税制度の仕

組みとしては、県民税に上乘せし

て納税する方式と水道料金の納付

に併せて納税する方式が考えられ

るとしております。報告書の詳し

い内容については、本報告書が出

てから見聞する機会もあると考え

ますので、今回出された中間報告

書の中から、私たちが素材生産事

業を行っている者にとって参考に

なる事項に絞って取り上げてみたい

と思います。

(1) 林業の現状

わが国の林業経営環境の変化として、近年の木材価格は、昭和五

十年時の約四割に下落しております。樹種スギで見えますと、昭

和三十六年には一㎡のスギを売った代金で約十二人の伐木業者を

雇用できたのが平成十四年度には

○・六人だけしか雇用できないという状況であります。スギの立木

価格は、昭和五十年に一九、七〇〇円/㎡であったのが平成十四年では五、三三二円/㎡で当時の約三割まで下落しております。また、

伐採作業者賃金(一日当り)は、昭和五十年に対して平成十四年では約四倍であります。これらの数値からも分るように賃金の上昇と木材価格の下落・低迷が現在の素材生産事業の厳しい現状を如実に示しております。

(2) 本県の林業産出額の推移

林業産出額というのと、木材生産のほか薪炭生産、栽培きのこ、その他副産物の全体の産出額をいいますが、ここでは木材生産額のみを見てみますと昭和五十五年 三六、五三千万円(一〇〇・〇%)、昭和六十年 二、九八五千万円(八一・七%)、平成十年 一、六一二千万円(四四・一%)、平成十四年 一、一七二千万円(三二・一%)という推移を示しており、林業の衰退の

このテーマを取り上げるについては、少々勇気が必要であった。荷が重いとも感じている。しかし、私が四十年以上にわたって森林・林業に関わってきた過程において、このテーマに関する問題に幾度も遭遇してその事案の解決に当たるた

経緯をはっきりと認識できます。

(3) 本県の林業労働力の推移

本県の林業労働力の推移を見ますと、林業に年間六〇日以上従事している労働者が昭和五十六年度に六、六七一人で、そのうち六〇歳以上が八三六人(全体の二二%)でありましたが、平成十四年度になると、林業労働者数二、三六二人で昭和五十六年度に比べて約三分の一に減少するとともに、六〇歳以上が一、二二二人と約半数を占める状況となっています。

さて、これまで先の報告書で分析している数値をもとに、森林・林業のおかれている厳しい現状を述べてみました。これら森林・林業を覆う苦しい環境を打開する方途を見出すのは容易ではありません

めに熟考した課題であるので、いつの日には取上げてみたいとも考えていた。「森林と自然保護」という大きな命題については、学者、研究者、行政官、林業関係者等々多くの人々がいろいろな考え・意見を述べてきており、その論争にお

んが、まず私たちが置かれている状況の全体像を承知しておくことも大切であろうと考えます。その上で、私たち自らができることから手をつけて少しでも前進を続ける必要があります。そのためには、

今月のトピックス

ホクヨープライウッド(株) 北日本プライウッド(株)より

丸太出荷日出荷時間を厳守して下さい。

素材生産された丸太が安定的に供給できる需要先があることが極めて重要であります。そこに岩手県素材流通協同組合の存在意義があるわけでありませう。

素流協より

職員の採用予定について

業務の拡充のため左記の者を十一月一日より採用し業務運営に万全を期すことといたしましたのでお知らせいたします。

記

氏名 高橋 早弓(男性) 生年月日 昭和三十三年八月七日 出身地 青森県八戸市 最終学歴 北海道大学農学部 林学科

いても中庸の意見が少なく対立する概念のぶつけ合いであった。最近はこのテーマに関する論争も少し深化(進化)してきているようであるが、現時点においてもこのテーマに関する論争が収斂して結論・合意がなされてはいないと考えて

いる。大きなテーマであり、二回の記事分量では書き尽くせないで連載ではなくて、時期を見れば書き連ねてみたいと思っっている。前置きが長くなったが、本論に入らせていただくことにする。「森林」とは、森林法で「森林

ヒロシの独白

“森林と自然保護”



とは、立木竹が集団して生育して
いる土地及びその土地の上にある
立木竹」となっているが、自然保
護との関係からいうと、もう少し
広い概念で考える必要があるかも
知れない。すなわち、先の法律的
定義に加えて、「並びにこれらと
一体となって生育・生息する他の
生物等をいう」となるのではない
かと考える。それでは、「自然」
とは何か。ある辞書を引くと、
「自然とは、人工の加わらない、
そのままの状態」、英語の辞書で
「ネイチャー」を引くと、「動物、
植物、鉱物界、風や雨など、人間
によって作られたものでない現象」
とある。このような、人間の手の
加わっていない状態や現象によっ
て作られた物を、自然保護の対象
としての「自然(物)」と覚えてよ
いであろう。

で、学者・研究者の中には、わが
国においては、厳密にいうと原生
林はほとんどないと言っている人
がいる。人手の加わる程度の差は
あるけれども、北海道の知床の森
林にしても青森県、秋田県にまた
がる白神山地や岩手県、秋田県、
宮城県にまたがっている栗駒山・
栃ヶ森のブナにしても、決して厳
密には原生林ではないといわれて
いる。誤解のないように言うが、
上に述べた地域の森林が大切では
ない、ブナを伐つてもよいという
ことではない。「原生林」という
ことについて述べているだけであ
る。古くにはこれらの森林の奥深
くに木地師が入り込んで適当な木
を伐倒して盆や椀などの木製品を
作ったし、炭焼きも入って原木を
伐ったであろう。そのような人手
が入って現在の林相ができたので
ある。かつて、有名な学者であつ
た大内力氏がある雑誌に「自然と
は何か」という一文を書かれてい
るが、その内容をかいつまんで話

すると、「日本のような国に、昔
から斧やノコギリの入らなかつた
文字通りの原生林はないだろう」
と言っており、「先祖代々、適当
に択伐し、下草刈りなどといった
適当な手入れをして立派な林相が
出来てきたのである」、そして、
さらに「人為が美しい森林を作つ
たので、それを原生林というのは、
どう考えても誤解を生むものであ
る」と言っている。

もし、自然保護の名のもとに、
日本の木をいっさい伐らないとい
うことになったら(少し極端かつ
誇大に表現したが)、山村に住む
人は居なくなるであろう。また、
日本の木材需要を満たすために、
いまでも外材輸入量が八〇%を超
えているというのに一層木材輸入
を拡大しなければならなくなるが、
そうなれば世界中の山を荒らしま
くっていると非難されている木食
い虫日本人の地球的規模での環境
破壊はますます酷いことになるで
あろう。

わが日本国の森林のほとんどに
人為が加わっているのならば、わ
が国においては森林に対する自然
保護は、論理的に存在しないこと
になる。

先の大内力先生は、自然保護と
いうのは、人為をいっさい加えな
いことではないであろうと言ひ、
さらに「治山・治水から環境維持
にいたるまで、自然の恩恵が最大
限に享受できるように、山林も平
地林も都市の緑地もすべて緻密な
計画にもとづいて人為的に手を加
えていくこと、それが自然保護な
のである。逆説的だが自然とは、
人間によって作られ維持された対
象の一定の状態を意味する——そ
のくらの共通の理解から出発し
て、自然保護に取り組むことが必
要なのである」とまで言い切つて
いる。私もこの大内先生の考えに
対しておおむね同意見である。人々
によって、自然保護に対する考え
方が異なるであろうし、時代の変
遷や環境の変化等種々の要因によつ
て自然保護の概念のとらえ方や
人間と自然の関係も変わるべきも
のかもしれない。したがって、現
代における森林と自然保護の關係
についても、よく考えてみる必要
があろう。

9月の販売実績

ホクヨープライウッド(株)、北日本プライウッド(株)の2社に出荷した合板用丸太の平成16年9月の販売実績は次のとおりです。9月に入っても天候不順は続いておりますが順調な出荷で4,900m³の出荷となりました。年間計画49,000m³÷12ヶ月=4,083m³を4ヶ月連続でクリアしていることから計画達成に明るさを増してきました。

項目 樹種	長級 m	径級 cm	販売先		計 m ³	累計 m ³	出荷割合	
			ホクヨー プライ ウッド(株)	北日本 プライ ウッド(株)			樹種 毎 %	樹種 毎 %
スギ	1.9	14上	865	487	1,352	8,024		57.1
	4.0	14上	580	305	885	6,038		42.9
	計		1,445	792	2,237	14,062	50.3	100.0
カラマツ	1.9	14上	1,774	260	2,034	9,872		94.4
	4.0	14上	58	153	211	581		5.6
	計		1,832	413	2,245	10,453	37.4	100.0
アカマツ	1.9	16上	216	81	297	2,833		90.3
	4.0	16上		10	10	304		9.7
	計		216	91	307	3,137	11.2	100.0
サワグルミ	1.9	20上	45		45	307	1.1	100.0
合計			3,538	1,296	4,834	27,959	100.0	100.0

▽本県における森林の公益的機能を評価して金額に換算すると、年間約二兆六千億円となり、全国森林における公益的機能の評価額の約三・八%となるという。ところで、わが国においては、今年例年にないほど数多くの台風が上陸し、各地に甚大な被害を及ぼしたが、これらの台風による被害額には森林の公益的機能の劣化や消失分は入っていないはずである。この損失額を森林総合研究所に試算してもらってはどうか。それに加えて、これらの機能が旧に復するためには、所要経費はどの位で、所要年月や緊急を要する機能補完のための代替案はどのようなものになるのかが知りたいものである。森林の公益的機能の評価額が算出されるようになってから久しいものがある。一歩進めて各種災害にもとづく損失額の試算モデルも必要ではなからうか。